

別府大学動物実験緊急時の対応マニュアル

平成26年11月12日 動物実験委員会決定

本マニュアルは、「別府大学動物実験に関する規則」第28条に基づき、地震、火災等の緊急時の対応について定めるものである。

1. 動物福祉における配慮

緊急時を想定し、平時より、実験動物の生命を守る施策として次の点に留意すること。

(1) 水の確保

飼育の開始に当たり、断水を想定し、最低1週間分の飲水をポリタンクに備蓄をしておく。備蓄した水は、定期的に新しい水に入れ替える。

(2) 飼料備蓄

最低1か月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は、長期間の室温保存に耐えるものを準備する。

(3) 空調機能

停電が生じた際には、飼育動物にできる限り負担をかけないように、時季に応じた対応をとる（例えば、冬場は毛布で飼育ケージをくるむなど）。

(4) 汚物処理

緊急時、ケージや餌箱、給水ビン等について、水洗いできない状況を考え、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋などを確保しておく。

(5) 飼育架台等の固定

飼育ラックは、突っ張り棒などにより転倒防止策を講じる。また、棚板には棧あるいは飛び出し防止テープをつけるなど、飼育ケージの飛び出しや落下防止策を講じる。

(6) 防火対策

実験準備室に消火器の設置場所を示す配置図を貼り、平時より消火器の設置場所を確認しておく。

2. 地域環境保全への配慮

(1) 動物の逃亡防止

本学の動物実験施設は、飼育室入口に鼠返しを取り付けている他、飼育室に入るには実験準備室と前室の扉でそれぞれ仕切られる構造で基本的には閉鎖環境となっている。そのため、実験動物の逃亡はないと考えられるが、念のため、平時より飼育ケージは脱出防止装置の付いたものを使用する。

(2) 地域住民への対応

緊急時、地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の

構造・研究内容等について説明する。

3. 災害発生時における措置

災害発生時には、実験動物災害対策本部（以下、「対策本部」と略す。）を設置し、動物実験委員会委員長の指揮の下、以下の対応をとる。なお、対策本部は、動物実験委員会委員長、委員および実験動物の飼育を直接行っている動物実験実施責任者等で構成する。

(1) 火災発生時の対応

動物実験施設内で火災が発生した場合には、消火器等を用いて初期消火にあたる。初期消火では間に合わないと判断される状況の際は、消防署に連絡するとともに、速やかに警報機を鳴らし、事態を館内に知らせ退避する。災害状況については、実験動物委員会委員長（不在の場合は、委員）および大学管理責任者に報告する。

(2) 地震直後の対応

大きな地震が発生した場合には、まず飼育者は自己の身の安全を確保し、激しい揺れがおさまった段階で、下記の対処を行う。他の教職員の援助を求めるために退室する場合には、動物が逸走しないように飼育室のドアは必ず閉めておく。

対処1：動物飼育室を設置する棟の各階の実験・実習室や飼育室前の実験準備室や前室等について、逸走動物がいないかどうか確認する。

対処2：飼育室の扉を開ける際に、鼠返しの状態等を確認して室外への動物の逸走を防止する。

対処3：転倒や移動のあった飼育ラックを元の位置に戻す。

対処4：逸走のなかった飼育ケージを元の飼育ラックに戻す。

対処5：飼育室内の逸走動物を全て捕獲し、元の飼育ケージに戻す。個体識別ができない動物に関しては、動物の特徴（毛色、性別、体重など）を記録し、識別不能である旨を明記したラベルを賦した別の飼育ケージに収容する。

対処6：動物を収容したすべての飼育ケージに水と飼料を給与する。

対処7：必要に応じて室温環境を管理する。

(3) 火災・地震等災害終息後の対応

災害終息後は、以下の事項について対策本部で具体的な復旧行動計画を練り、その結果を動物実験委員会委員長が学長に報告する。

①実験動物の収容・選別（やむを得ぬ場合の安楽死処置およびその報告）

②給餌給水体制、施設全体の被害状況の把握と修繕

③動物屠体の処理、飼育室内の清掃・衛生処理など

4. 報告および通報

(1) 関係者・関係機関への報告

災害発生時、下記の事項を速やかに学内関係者および文部科学省研究振興局ライフサイエンス課(TEL: 03-5253-4111(内線4366)、03-6734-4366(直通)、FAX: 03-6734-4109)に連絡する。学内の連絡体制については、別紙に示す。

<報告事項>

- ①人身事故の有無、②動物への被害、③施設・設備への被害、④ライフラインの状態、
⑤物的・人的応援の必要性、⑥その他

(2) 新聞発表

新聞発表等は、文部科学省研究振興局ライフサイエンス課と連絡を密にし、学長、事務局長、各担当部署の長の責任の下で行う。

(3) 報告書の作成

施設の機能がほぼ復旧できた時点で、動物実験委員会委員長は被害内容および実施した対応策等につき報告書にまとめ、学長に報告する。

5. マニュアルの見直し

このマニュアルは動物実験委員会において隨時見直しを行い、最新のマニュアルを動物実験委員会が管理する。

別紙

地震・火災などの災害緊急時の実験動物に関する連絡体制

